

消費者庁において令和3年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について

<実績評価方式による事後評価>

政策名：	消費者政策の推進	(担当部局名)	(ページ)
施策名：	(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	消費者政策課*	1
	(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課*	2
	(3) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費者教育推進課	4
	(4) 地方消費者行政の推進	地方協力課	5
	(5) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	6
	(6) 消費者取引対策の推進	取引対策課	7
	(7) 消費者表示対策の推進	表示対策課	8
	(8) 食品表示の企画・立案・推進	食品表示企画課	9
	(9) 物価対策の推進	参事官(調査・物価等担当)*	10
	(10) 消費者政策の推進に関する調査・分析	参事官(調査・物価等担当)*	11

<規制の事後評価>

	(担当部局名)	(ページ)	
政策名：	不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入	表示対策課	12

※令和3年7月1日に、参事官(調査・物価等担当)が廃止され、参事官(調査研究・国際担当)及び参事官(公益通報・協働担当)が新設された。これに伴い、上記施策のうち、「(1) 消費者政策の企画・立案・推進及び調整」については消費者政策課に加え、参事官(調査研究・国際担当)が、「(2) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進」については消費者制度課に加え、参事官(公益通報・協働担当)が、「(9) 物価対策の推進」については参事官(公益通報・協働担当)が、「(10) 消費者政策の推進に関する調査・分析」については参事官(調査研究・国際担当)及び参事官(公益通報・協働担当)が評価を実施した。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（1） 担当部局名：消費者政策課

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の企画・立案・推進及び調整</p>
<p>施策の概要</p>	<p>「消費者基本計画」及び「消費者基本計画工程表」に基づき、消費者の利益の擁護及び増進に資する基本的な政策の企画・立案・推進を行う。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和4年度概算要求（13百万円）を行った（令和3年度予算額：13百万円、令和4年度予算案額：13百万円）。 ・消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求（27百万円）を行った（令和3年度予算額：27百万円、令和4年度予算案額：26百万円）。 ・消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求（111百万円）を行った（令和3年度予算額：16百万円、令和4年度予算案額：11百万円）。 ・消費者行政の国際的な連携を推進するため、令和4年度概算要求（167百万円）を行った（令和3年度予算額：106百万円、令和4年度予算案額：95百万円）。 ・SNSを活用した消費生活相談の実現可能性を検討するため、令和4年度概算要求（45百万円）を行った（令和3年度予算額：30百万円、令和4年度予算案額：23百万円）。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活動と消費行動の変容に関する調査研究のため、令和4年度定員要求において2名（係長級）の増員を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標については、消費者基本計画に関する測定指標「消費者基本計画工程表の策定状況」を作成した。また、組織改編に伴い、「海外の国・地域・機関等との連携状況」を削除し、「取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会の開催状況」を新たに追加した。 ・達成手段についても、組織改編に伴い、「消費者行政に係る国際対応」を削除し、「デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保」を追加する等の変更をした。 ・その他、組織改編に伴い、個別目標の国際連携の強化に関する目標を削除した。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」を開催（令和3年4月～令和4年3月の期間に4回開催）。 ・消費者政策担当課長会議を開催（令和3年11月）。 ・消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施（令和3年4月～令和4年1月の期間で注意喚起を13件実施）。 ・令和3年9月住宅の売却、資産の管理に関する契約トラブルに関する注意喚起を実施。 ・総務省統計局と共同で、「社会生活基本調査を装った『かたり調査』」に関する注意喚起を実施（令和3年9月）。 ・議長国として第9回日中韓消費者政策協議会をオンライン形式で開催し、中国及び韓国の消費者行政当局及び相談機関と意見交換を実施した。 ・携帯料金プランに関する注意喚起を実施（令和3年7月更新）。 ・新未来創造戦略本部において、SNS相談に関する実証実験を実施。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（2） 担当部局名：消費者制度課

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>1. 消費者契約に関する制度の企画立案 ①消費者契約法（平成12年法律第61号）に関し、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討するとともに、説明会の実施や広報資料の配布等によって消費者契約法の周知・啓発活動を実施する。 ②取引デジタルプラットフォームが介在する消費者取引に関する法的枠組み等の環境整備に向けた検討をする。</p> <p>2. 公益通報者保護制度の推進 ①公益通報者保護法（平成16年法律第122号）を改正し、これに基づく法整備として、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備について定める指針の策定や公益通報者保護法改正法の施行に向けた準備を行う。 ②説明会の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法改正法を含め公益通報者保護制度の周知・啓発、内部通報体制の整備等の促進に努める。</p> <p>3. 消費者団体訴訟制度の推進 ①適格消費者団体及び特定適格消費者団体について認定・監督を適切に行うとともに、団体が業務を円滑に実施できるように必要な支援を実施する。 ②説明会の実施や広報資料の配布等によって、被害回復を含めた消費者団体訴訟制度の周知・啓発に取り組む。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標6、7は目標（令和2年度末）を達成していないが、測定指標1～5は目標（令和6年度）に比して令和2年度末までに十分な実績を得ている。特に、測定指標5の適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認知度については、目標を超過達成できた。したがって、全体として、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和4年度概算要求（218百万円）を行った（令和3年度予算額：60百万円、令和4年度予算案額：83百万円）。 ・公益通報者保護の推進のため、令和4年度概算要求（93百万円）を行った（令和3年度予算額：81百万円、令和4年度予算案額：92百万円）。 ・取引デジタルプラットフォームにおける消費者利益保護等を推進するため、令和4年度概算要求（200百万円）を行った（令和4年度予算案額：120百万円【新規】）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（18百万円）を行った（令和4年度予算案額：11百万円）。</p> <p><機構・定員要求> ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）の実効的な運用のため、令和4年度機構要求において1名（室長級）の新設を要求。 ・消費者団体訴訟制度の実効性確保に向けた体制整備のため、令和4年度機構定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 ・取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律の実効的な運用のため、令和4年度定員要求において5名（課長補佐級2名、係長級3名）の新設を要求。 ・公益通報者保護法（平成16年法律第122号）改正法の施行に向け、令和4年度定員要求において4名（課長補佐級2名、係長級2名）の増員及び1名（課長補佐級）の時限延長を要求。</p> <p><制度改正> ・消費者契約法（平成12年法律第61号）について、衆参両院の委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、平成31年2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年9月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月上旬まで意見募集を実施し、同年12月に結果を公表した。さらに、上記の報告書を踏まえつつ、令和元年12月から令和3年9月まで「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて検討が行われ、同年9月に報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月下旬まで意見募集を実施するとともに関係各所と意見交換を行った。これらを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和4年3月に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を、国会に提出した。 ・消費者団体訴訟制度について、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）（以下「消費者裁判手続特例法」という。）の附則等に基づき、令和3年3月から「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」において、消費者団体・事業者団体の関係者を含めて同法の施行状況を踏まえた制度の見直しの検討を進め、同年10月に報告書を公表した。同報告書については、同年11月上旬まで意見募集を実施するとともに関係各所と意見交換を行った。これらを踏まえ、消費者庁では法案の検討を行い、令和4年3月に「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」を、国会に提出した。 ・事故につながるおそれのある商品等による重大な消費者被害の防止や、販売業者の連絡先の開示を通じた紛争解決・被害回復の基盤を確保するため、取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務、危険商品等の出品削除等の要請、販売業者等に係る情報の開示請求権等が規定された「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者取引の保護に関する法律」が制定された（令和3年4月成立、同年5月公布、令和4年5月1日施行予定）。 ・令和3年11月から取引デジタルプラットフォーム官民協議会準備会を開催し、施行規則案等について意見交換を行った。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（２） 担当部局名：消費者制度課

<事前分析表>

- ・組織改編を踏まえ、測定指標「大企業労働者及び中小企業労働者における公益通報者保護法の認知度」、「市区町村及び中小企業の内部通報窓口の設置率」及び「内部通報制度に関する認証取得事業者数」を削除した。
- ・その他、組織改編を踏まえ、施策の概要及び達成すべき目標から「公益通報者保護制度の推進」を削除し、個別目標の公益通報制度に関する目標を削除した。

<その他の具体的取組>

- ・令和3年10月、適格消費者団体1団体、特定適格消費者団体1団体を新規に認定した。加えて2団体からの新規認定申請を受理し審査を実施した。また、特定適格消費者団体1団体の認定を更新した。
- ・消費者契約法の周知広報のため、リーフレットの消費生活センターや大学等の関係機関への送付や消費生活相談員等を対象とする研修会への講師派遣を行った。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（3） 担当部局名：消費者教育推進課

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進
施策の概要	<p>○消費者教育・普及啓発 平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）に基づき、消費者教育・普及啓発を総合的、体系的、効果的に推進する。特に、喫緊の課題である成年年齢引下げを見据え、若年者への消費者教育の充実を図る。</p> <p>○エシカル消費 地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮して自ら考える消費行動、いわゆるエシカル消費に関する普及啓発を行う。</p> <p>○食品ロスの削減の推進 令和元年10月に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）に基づき、食品ロス削減月間（10月）を中心として、消費者に食品ロスの問題及び家庭で実践できる食品ロスの削減方法等についての普及啓発を実施することにより、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する。</p>
施策に関する 評価結果	<p>消費者教育・普及啓発については、令和4年4月からの成年年齢引下げに向け、若年者への消費者教育の充実が喫緊の課題であるところ、新たな測定指標は検討中ではあるものの（1.）、参考指標として掲げている高等学校等での「社会への扉」等の活用実績は前年比で増加している。</p> <p>エシカル消費については、理解及び行動の促進が重要であるところ、特設サイトへのアクセス件数について昨年度の10月からの数値ではあるものの5万件以上となっており、目標値（令和3年度：100,000PV）の達成が見込める実績となっている（3.）。</p> <p>食品ロスの削減の推進については、国民運動として取組を進めていくことが重要であるところ、食品ロス削減に取り組む人の割合（4.）は前年度比で着実に増加している。</p> <p>以上のとおり、令和2年度に達成すべき目標との関係では相当程度の進展があったことに鑑みて、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
評価結果の政策への 反映内容	<p><予算要求> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和4年度概算要求（237百万円）を行った（令和3年度予算額：159百万円、令和4年度予算案額：140百万円）。</p> <p>・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（4百万円）を行った（令和4年度予算案額：5百万円）。</p> <p><定員要求> ・グリーン社会実現のための体制強化のため、令和4年度定員要求において1名（係長級）の増員を要求。</p> <p>・消費者教育の推進に係る体制整備のため、令和4年度定員要求において3名（係長級）の時限延長を要求。</p> <p><その他の具体的取組> ・消費者教育に関する施策については、令和3年度の取組として、各分科会の議論等を踏まえて第4期消費者教育推進会議の取りまとめを行った。</p> <p>また、令和3年度は成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、関係省庁が更に連携して取組を進めるため、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づき、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行った。</p> <p>・普及・啓発に関する施策については、令和3年度の取組として、啓発用のパンフレット、ポスター、動画や学習教材等の学校や地域等での活用促進のほか、エシカル消費特設サイト内にサステナブルファッション特設ページを開設するなど情報発信の充実に向けた取組を行った。</p> <p>・食品ロスの削減に関する施策については、令和3年度の取組として、「令和3年度食品ロス削減推進大賞」及び「めざせ！食品ロス・ゼロ」川柳コンテストを実施したほか、諸外国における食品ロス削減に関する先進的な取組についての調査、コンビニエンスストア等における「てまえどり」の呼び掛け、地域において食品ロス削減を推進する人材を育成する「食品ロス削減推進サポーター」制度の創設などを実施した。</p> <p>その他に、国の災害用備蓄食品について関係府省庁が申合せを行い、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、入替えにより役割を終えたものについて、原則として、フードバンク等への提供に取り組むこととした。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（４） 担当部局名：地方協力課

<p>施策名</p>	<p>地方消費者行政の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者基本計画（令和２年３月３１日閣議決定）を踏まえ策定された「地方消費者行政強化作戦2020」（令和２年４月）に基づき、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、地方公共団体における消費者行政推進のための計画的・安定的な取組を地方消費者行政のための交付金を通じて支援する。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇の望ましい姿、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査等を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き運用し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>測定指標１・２について、目標達成に向けた更なる取組が必要であるものの、同指標は令和６年度の達成を目指しており、特に測定指標２については目標値の75%に対して現時点で約70%に達し、ある程度の進展がみられる。</p> <p>測定指標３～６について、測定指標３及び５は目標値を達成している。さらに、測定指標４及び６については目標値未達又は昨年と比べて減少しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止又は書面開催とせざるを得なかったものであり、政策の目標である地方公共団体との意見交換は可能な限り実施された。</p> <p>測定指標７・８について、目標達成に向けた更なる取組が必要であるものの、同指標は令和６年度の達成を目指している。なお、政策の目標である地域における消費者被害の救済・防止に向けた地方公共団体への財政面を中心とした支援については消費者行政強化交付金を始めとした支援を実施しており、消費者被害の救済・防止に向けた支援が実施されている。</p> <p>測定指標９について、実績値として８件の事業を実施し、優良事例を全国へ横展開することができた。</p> <p>測定指標１０～１２について目標達成に向けた更なる取組が必要であるものの、同指標は令和６年度の達成を目指している。なお、例えば消費者安全確保地域協議会の設置数は令和２年度の１年間で265から327に増加するなど相当程度に地域の見守りネットワークの構築が進展した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和４年度概算要求（3,292百万円）を行った（令和３年度予算額：2,228百万円、令和４年度予算案額：2,084百万円）。 ・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和４年度概算要求（279百万円）を行った（令和３年度予算額：298百万円、令和４年度予算案額：279百万円）。 ・令和３年度補正予算において、「地方消費者行政強化交付金」を1,400百万円措置。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立の状況にある方を含む配慮を要する消費者の効果的な見守りの企画・立案を図るため、令和４年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・第４期消費者基本計画（令和２年３月３１日閣議決定）を踏まえた「地方消費者行政強化作戦2020」（令和２年４月１日）の達成に向けて取り組んでいる。 ・新たな行政手法の開発及び横展開を図るための先進的モデル事業等の地方消費者行政を強化する事業を実施。 ・消費生活相談のデジタル化に向けて、「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード」における議論を踏まえた中間的取りまとめを行った。 ・消費者ホットライン188及び相談窓口の認知度向上に向けて、SNSによるキャンペーン広告の配信、トラブル事例に応じた複数のPR動画やバナー広告の配信等を実施。 ・消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進しつつ、厚生労働省との連名通知を発出するなど消費者安全確保地域協議会の取組と関係行政機関の取組との連携を強化。また、新未来創造戦略本部において、同協議会の更なる活用促進に向け、情報伝達の手法に関するモデルプロジェクト等を実施。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（５） 担当部局名：消費者安全課

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進
施策の概要	<p>行政機関や事業者から関係法令に基づき事故情報を集約するとともに、医療機関を含む多様な主体から事故情報を幅広く収集する。</p> <p>集約した事故情報を定期的に公表するとともに、事故情報を分析し、消費者への注意喚起、事業者への働き掛け等の対応を行う。</p> <p>緊急の対応が必要な場合には、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応要綱」に定める手順に基づき、関係省庁が相互に十分な連絡及び連携を図り、迅速かつ的確に対応する。</p> <p>食品の安全性に関し、時宜に適ったテーマを選定し、消費者に正確な情報を提供し、理解を深め、自らの判断により適切な消費行動が行えるよう、継続してリスクコミュニケーションを推進する。</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命身体事故等の中から、発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を実施する。被害の発生・拡大防止のために講ずべき施策・措置については、関係行政機関の長に勧告・意見を行う。</p>
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和4年度概算要求（88百万円）を行った（令和3年度予算額：91百万円、令和4年度予算案額：87百万円）。 ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、令和4年度概算要求（2百万円）を行った（令和3年度予算額：5百万円、令和4年度予算案額：2百万円）。 ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和4年度概算要求（98百万円）を行った（令和3年度予算額：42百万円、令和4年度予算案額：63百万円）。 ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和4年度概算要求（154百万円）を行った（令和3年度予算額：89百万円、令和4年度予算案額：81百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（6百万円）を行った（令和4年度予算案額：3百万円）。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全に係るリスクコミュニケーションの取組を強化するため、令和4年度機構・定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 ・事故調査の質の向上・迅速化のため、令和4年度機構・定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を集約し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施（令和3年4月～令和4年1月末の間に注意喚起を10回実施）。 ・子供の事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子どもの事故防止週間」を設定（令和3年7月19日～25日）し、集中的に啓発活動を行うとともに、令和3年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を令和4年3月に実施。 ・食品の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（令和3年4月～令和4年2月末の間に訓練を1回実施）。 ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト等での情報提供）等を通じたリスクコミュニケーションを実施（令和3年4月～令和4年1月末の間に各種意見交換会等を79回開催）。 ・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施（報告書件数：1件、勧告・意見件数：2件、事故等原因調査等の新規選定数：3件、申出受付件数：39件 ※令和3年4月～令和4年1月末）。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（6） 担当部局名：取引対策課

<p>施策名</p>	<p>消費者取引対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）等の所管法令に基づき、地方経済産業局と一丸となって、違反事業者に対する行政処分（違反事業者に対する業務停止命令・指示、その取締役らに対する業務禁止命令）等の法執行を厳正かつ適切に行う。また、通信販売について、法執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を指導するとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し違法な関連情報を提供することにより適切な対応を促す。</p> <p>また、消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」とした。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（以下「特定商取引法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和4年度概算要求（331百万円）を行った（令和3年度予算額：229百万円、令和4年度予算案額：241百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（5百万円）を行った（令和4年度予算案額：3百万円）。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和61年法律第62号）（以下「預託法」という。）の改正に伴い、新たな業務の大幅な増加が見込まれるため、令和4年度機構要求において1名（室長級）の新設を要求。 ・インターネット通信販売における定期購入の分野で特定商取引法に違反する行為が多発しており、これに対処するため、令和4年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 ・預託法改正に伴い、新たな業務の大幅な増加が見込まれるため、令和4年度定員要求において4名（課長補佐級2名、係長級2名）の増員を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進展を始めとした社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の財産に対する被害の防止及びその回復の促進を図るため、特定商取引法、預託法及び消費者裁判手続特例法の改正を行う「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」を第204回国会に提出し、令和3年6月に公布された。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定商取引法及び預託法の厳正な執行として、全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害が生じるおそれのある重大事案に対し重点的に取り組んだ。具体的には、電気及びガスの小売供給を提供する電話勧誘販売業者に対し、行政処分を行った事案や、水回りの修繕等に係る役務の提供を行う訪問販売業者に対し行政処分を行った事案等がある。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（7） 担当部局名：表示対策課

施策名	消費者表示対策の推進
施策の概要	<p>①不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。</p> <p>②景品表示法等について事業者等に対して普及啓発を行うこと等により、違反行為の未然防止を図る。</p> <p>③消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）のうち転嫁阻害表示に係る違反行為の監視及び厳正な対処を行う。</p>
施策に関する評価結果	全ての測定指標で目標が達成されたため、「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（以下「景品表示法」という。）の厳正な執行等を行うため、令和4年度概算要求（221百万円）を行った（令和3年度予算額：176百万円、令和4年度予算案額：154百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（17百万円）を行った（令和4年度予算案額：13百万円）。 <p><定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルスケア関連商品に係る景品表示法・健康増進法（平成14年法律第103号）の執行を強化するため、令和4年度定員要求において2名（課長補佐級1名、係長級1名）の増員を要求。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、景品表示法に基づき措置命令や指導等を積極的に実施。 ・景品表示法違反行為の未然防止の観点から、 <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者等がこれから行う企画についての相談に対応するなどして法令遵守の取組支援を実施。 ② 各種団体主催の景品表示法に関する講習会等への講師派遣、同法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 ・特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の認定を行ったほか、公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会等から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会等に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を派遣。 ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した「家庭用品品質表示法ガイドブック」を配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の普及啓発を実施。 ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。特に、新型コロナウイルス等に対する効果を標ぼうする表示について、健康増進法に基づき改善要請等を積極的に実施。 ・食品表示に関する取締りに関して、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 ・消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）の規定に違反するおそれのある表示を監視するとともに、同法の規定に違反するおそれのある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（8） 担当部局名：食品表示企画課

<p>施策名</p>	<p>食品表示の企画・立案・推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>食品表示法（平成25年法律第70号）等に基づく食品の表示制度を適切に企画・立案・運用する。</p>
<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>測定指標 1、3 及び10は本年度の実績が前年度を下回ったものの、1はコロナ禍という要因により件数が減ったがオンラインを組み合わせて対応し得る方法で普及啓発を実施しており、3と10は平成29年度～令和元年度までの3か年平均で400万件であることを踏まえると恒常的にアクセスされていると判断できる。また、測定指標 2、9のほとんどが前年度から横ばいとなっている。測定指標 6、7は事業者からの新規商品の許可件数であり、前年度とほぼ変わらないが、既に販売されている商品の変更申請は多数受け付け、再度許可手続を行っていることから、制度を適切に運用していると判断できる。さらに、測定指標 5は前年度より大幅に件数が伸びている。測定指標 4については、実態を踏まえて速やかに食品表示基準等の改正に対応しており、測定指標 8についても、買上げ対象商品の表示値はおおむね妥当であることが確認できた。以上より施策全体としては、「相当程度進展あり」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への 反映内容</p>	<p><予算要求> ・食品表示対策の推進のため、令和4年度概算要求（299百万円）を行った（令和3年度予算額：248百万円、令和4年度予算案額：208百万円）。 ・情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費（デジタル庁一括計上分）として、令和4年度概算要求（48百万）を行った（令和4年度予算案額：48百万円）。</p> <p><定員要求> ・食品表示におけるデジタルツールの活用に向けた企画・立案業務を適正に行うため、令和4年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求した。</p> <p><制度改正> ・栄養成分等に関する表示について、日本食品標準成分表が改訂され、新たな分析方法等が採用されたため、栄養成分等に係る分析方法等の整理を行う必要があることから食品表示基準の一部を改正した。 ・遺伝子組換え食品に関する表示について、 ①今後、厚生労働省による安全性審査を経て、遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能となること ②高オレイン酸の形質を有する大豆が従来育種によって生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」の定義に該当しなくなったことから食品表示基準の一部を改正した。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（9） 担当部局名：参事官（調査・物価等担当）

施策名	物価対策の推進
施策の概要	各種公共料金の改定等に際して、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、生活関連物資等の価格動向等を把握するため、物価モニター調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時には、関係府省庁連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視を行うとともに、需給・価格動向についての国民への情報提供等を行う。
施策に関する評価結果	いずれも令和2年度に設定した目標を達成することができた。したがって、本施策は「目標達成」と判断した。
評価結果の政策への反映内容	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価対策の推進のため、令和4年度概算要求（25百万円）を行った（令和3年度予算額：60百万円、令和4年度予算案額：24百万円）。 <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織改編を踏まえ、施策単位の見直しを行い、「施策名」「施策の概要」「達成すべき目標」「測定指標」「達成手段」等、全体として施策内容に沿うよう修正した。

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価（10） 担当部局名：参事官（調査・物価等担当）

<p>施策名</p>	<p>消費者政策の推進に関する調査・分析</p>
<p>施策の概要</p>	<p>消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な消費者政策を推進する上で有用な各種調査・分析を行う。 調査結果の公表に加え、政府が前年度に講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第10条の2の規定に基づく年次報告書（以下「消費者白書」という。）の作成・公表を行う。 消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づき、各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び独立行政法人国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について集約及び分析を行い、取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び独立行政法人国民生活センターに提供するとともに、国民へ公表、消費者委員会、国会に報告する。 消費者志向経営の推進に向けた方策の検討・実施を行い、消費者志向自主宣言・フォローアップ活動や優良事例表彰の実施等を通じて、事業者における取組の推進を図る。</p>
<p>施策に関する評価結果</p>	<p>いずれも令和2年度に設定した目標を達成することができた。 したがって、本施策は「目標達成」と判断した。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和4年度概算要求（123百万円）を行った（令和3年度予算額：56百万円、令和4年度予算案額：67百万円）。 ・消費者志向経営の推進のため、令和4年度概算要求（50百万円）を行った（令和3年度予算額：5百万円、令和4年度予算案額：22百万円）。</p> <p><定員要求> ・消費者志向経営の推進のため、令和4年度定員要求において1名（課長補佐級）の増員を要求。 ・消費者の意識を迅速に調査するため、令和4年度定員要求において1名（係長級）の増員を要求。</p> <p><事前分析表> ・組織改編を踏まえ、施策単位の見直しを行い、「施策名」「施策の概要」「達成すべき目標」「測定指標」「達成手段」等、全体として施策内容に沿うよう修正した。</p> <p><その他の具体的取組> ・消費者白書を作成し、関係行政機関や国民等に広く情報提供を行った。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価 担当課：表示対策課

施策名	不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入
事前評価時の想定との比較	<p>(社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響) 本規制は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反行為（以下「不当表示」という。）が多発する中で導入されたものである。すなわち、不当表示の差止め等を命ずる「措置命令」だけでは、不当表示によって得た不当利得が違反事業者の手元に残ってしまい、経済的観点からの抑止機能を十分に果たすことができなかつたことから、表示規制の実効性を一層確保するため、経済的不利益を賦課する課徴金制度を導入することとしたものである。 現在も不当表示は後を絶たず、上記の状況に大きな変化はなく、本規制の事前評価時に想定していなかつた社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。</p> <p>(ベースラインの検証) 本規制の導入により、事業者の不当表示が抑止された件数を算出することはできないが、例えば、不当表示を行った事業者が消費者庁にその事実を報告した場合に課徴金を減額する効果を持つ違反行為の「自主申告」制度が活用された件数は、本規制が導入された平成28年度から令和2年度までの間に44件あり、経済的不利益の賦課が事業者の不当表示抑止に向けた行動に与える影響は一定程度あるといえる。よって、本規制が導入されていなかつた場合は、より多くの違反行為が発生していた可能性がある。</p> <p>(必要性の検証) 前記のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等の発現は事前評価時から特段なく、また、本規制には、事業者が不当表示を行うことを抑止する効果が認められることから、本規制の必要性は引き続き認められる。</p>
費用及び間接的な影響の把握	<p>(遵守費用) ① 課徴金を課されないために要する「遵守費用」 事前評価において、「事業者としては、適正な表示活動を行っている限り、従来どおり、景品表示法に違反することはなく措置命令や課徴金納付命令を受けることはない。したがって、事業者が、本課徴金制度導入に伴い規制を遵守するために、新たに追加的費用が発生することはない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。</p> <p>② 課徴金納付命令に当たり必要な範囲での調査に応じる「遵守費用」 課徴金納付命令に当たり必要な範囲で行う立入検査や報告聴取等については、措置命令と課徴金納付命令において、違反行為である不当表示の存在は共通の要件であることから、事前評価において、「措置命令を課すに当たり同様の権限が既に存在しており、実際にも立入検査や報告徴収等は措置命令のために行われるものと課徴金納付命令のために行われるものとで同一機会に行うことが想定されることから、事業者に対し新たに過大な負担を課すことにはならず、殊更の費用負担は生じない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。 課徴金納付命令を行うために新たに実施するものとして、課徴金納付命令に固有の要件である課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査がある。これについて定量化を行ったところ、事業者が当該調査に応じる「遵守費用」は、過去5年間合計約250万円、年平均約50万円である。 ※算出方法：1件当たり3万4,800円（1時間当たりの労働費用約2,900円×1件当たりの平均対応人数3名×1件当たりの平均所要時間4時間）×課徴金納付命令件数。 労働費用約2,900円=495万7,000円（平均給与額）÷1,685時間（年間総労働時間）。（出典）民間給与実態統計調査（国税庁）、労働統計要覧（厚生労働省）</p> <p>③ 被害回復制度を利用するに当たっての費用 事前評価において、事業者が返金措置の制度を利用する場合、「返金のための通知や公告、返金手続の履行や問合せ対応等のために一定のコストが掛かることが想定される。もっとも、被害回復制度の実施はそもそも事業者の任意によるものである。また、返金措置が要件を満たす場合には課徴金の額が減額される。さらに、事業者が、不当表示により商品又は役務を購入した消費者に対して損害を与えた場合には、取引を行った消費者から、訴訟提起等の方法により損害賠償請求等を受ける可能性があるところ、返金額が損害賠償債務に対する支払である限り、当該債務は減少又は消滅する。したがって、前記返金手続の利用に伴い事業者が負担しなければならない費用は過大なものとはいえない。」としていた。 上記のとおり、被害回復制度を実施するかどうかはそもそも事業者の任意によるものであり、事業者が、返金措置を行うために必要となるコストと課徴金の減額幅や損害賠償債務の減少幅等を比較検討した上で、事業者が自ら判断して利用するものであり、現在もこの状況に変化はない。 当該制度の利用に当たって新たに生じた費用につき定量化を行うと、5年間で約4億円、年平均約8,000万円である。 ※算出方法：返金措置の利用により課徴金が減額された額の合計額（事業者は、当該制度の利用に必要な費用と課徴金の減額幅を比較検討して同費用が同減額幅を超えない場合に当該制度の利用を行ったと考えられることから、当該制度の利用に当たって生じた費用は、多くとも課徴金が減額された額と同額と仮定できることから、当該制度の利用によって課徴金が減額された合計額を準用した。）。</p> <p>④ 本規制による行政庁への直接的な金銭支払い 過去5年間の課徴金額（本規制による直接的な金銭支払い額）は、合計30億2,258万円、年平均6億452万円である。</p>

評価結果の政策への反映状況

消費者庁 事後評価 担当課：表示対策課

	<p>(行政費用) 事前評価において、課徴金制度の導入に伴う行政費用として、以下の①～④の事項が挙げられていた。</p> <p>① 課徴金額算定の基礎となる不当表示の対象商品又は役務の「売上額」の確認、課徴金額の算定及び違反事業者の主観的要素の確認 ② 事前手続（弁明の機会の付与）に係る事務負担 ③ 被害回復制度の要件充足性の確認 ④ 課徴金の徴収事務</p> <p>このうち、事前評価において、①～③については、措置命令を行うための処理手続において行っている業務と重複している又は比較的定型的な作業となることから、追加的に大きな費用が生じるものではないとしていたところ、追加的に生じた費用は、課徴金納付命令に固有の要件である課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査に係る「行政費用」として、129万6,000円（平成28年度～令和2年度の5年間）である。</p> <p>※算出方法：1件当たり1万8,000円（労働費用1,500円×3人×4時間）×課徴金納付命令件数。労働費用1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間）。</p> <p>④については、事前評価において、「課徴金納付の管理、徴収に必要な督促、強制執行依頼等、新しい事務が生じるため、体制整備に若干の費用を要するものの、課徴金制度自体は他の制度に既に存在するものであって金銭徴収業務について行政の側において既に一定のノウハウが蓄積されているものであるから、多大な費用が生じるようなものではない。」としていた。そこで、定量化を行った結果、課徴金の徴収事務に係る「行政費用」は32万4,000円（平成28年度～令和2年度の5年間）である。</p> <p>※算出方法：労働費用（1,500円／時間）×作業時間（3時間／件）×課徴金納付命令件数。労働費用1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間）。</p> <p>(副次的な影響及び波及的な影響) 本規制を導入したことによる副次的な影響及び波及的な影響並びに規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は特に発生していない。</p>
<p>考察</p>	<p>本規制の導入に伴い発生した費用は、行政費用として計162万円であり、遵守費用は年間約6億8,000万円である（簡素化の要件 i に該当）。また、本規制導入による副次的な影響及び波及的な影響は特に生じておらず、事前評価時に想定していなかった負の影響も特に生じていない。</p> <p>本規制については、経済的観点から事業者が不当表示を行うことを抑止する効果があり、不当表示の未然防止の観点から必要性が認められる。</p> <p>したがって、本規制を引き続き継続することは妥当であるといえる。</p>
<p>評価結果の政策への反映内容</p>	<p><予算要求> ・課徴金制度の運用のため、令和4年度概算要求（19百万円）を行った（令和3年度予算額：19百万円、令和4年度予算案額：19百万円）</p> <p><制度改正> ・課徴金制度は、経済的観点から事業者が不当表示を行うことを抑止する効果があり、不当表示の未然防止の観点から必要性が認められることから、引き続き制度の運用を実施。</p>